

学校法人のガバナンスに関する有識者会議 運営規則

令和 2 年 1 月〇〇日
学校法人のガバナンスに
関する有識者会議

学校法人のガバナンスに関する有識者会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第 1 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、座長が非公開とすることが適当であると認めた場合には、会議を公開しないことができる。

（会議資料の公開）

第 2 条 本会議で配布される資料については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、座長が非公開とすることが適当であると認めた場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事要旨の公開）

第 3 条 事務局は、会議の議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、事務局は、会議の合意を得て当該議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

附則

この規則は、会議の決定の日から施行する。